

令和4年3月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和4年3月24日(木) 開会17時00分
閉会18時50分

場 所 5階大会議室

出席者 教育長 寺岡 悌二
福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)
山本 隆正 教育委員
川崎 栄一 教育委員
新谷 なをみ 教育委員
議事録署名委員 川崎 栄一 教育委員

教育部 柏木 正義 教育部長
稲尾 隆 教育部次長
奥 茂夫 教育政策課長
北村 俊雄 学校教育課長
古本 昭彦 社会教育課長
吉田 浩之 教育政策課参事
松丸 真治 学校教育課参事
利光 聡典 学校教育課参事兼教育相談センター所長
釘宮 誠治 教育政策課課長補佐兼教育政策係長
縄田 早苗 教育政策課課長補佐兼指導主事

傍聴人 0名

- 議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 「別府市教育行政アクションプラン」について【議第1号】
※継続審議
第3 別府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の
制定について【議第17号】
第4 別府市教育部事務分掌規則の一部改正について【議第18号】
第5 別府市学校給食運営委員会条例施行規則の制定について
【議第19号】
第6 別府市外国語指導助手任用規則の一部改正について【議第20号】
第7 別府市リモートライブラリープラス事業物品貸出要綱の一部改正
について【議第21号】
第8 別府市立学校職員旧姓使用取扱要綱の一部改正について
【議第22号】
第9 別府市文化財保護審議会委員の委嘱について【議第23号】
第10 別府市知見活用委員会委員の委嘱について【議第24号】

- 報告事項 (1) 令和4年第1回市議会定例会について【報告第3号】
(2) 教育長による事務の臨時代理について【報告第4号】 **※非公開**
(3) 別府市不登校児童生徒支援連絡協議会委員の委嘱について

【報告第5号】

- その他
- (1) 別府市町内公民館建設等に対する貸付金要綱の制定について
 - (2) 別府市町内公民館補助金交付要綱の制定について
 - (3) 4月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和4年3月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は川崎委員にお願いいたします。
本日の議事のうち、報告第4号 教育長による事務の臨時代理につきましては、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案いたします。
お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。出席者の3分の2以上でございますので、これを非公開といたします。また、これにより審査順序を入れ替えたいと思います。報告第4号 教育長による事務の臨時代理についての審議を最後に行いたいと思います。

◎ 「別府市教育行政アクションプラン」について ※継続審議

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第1号「別府市教育行政アクションプラン」についてでございます。この件につきましては、1月の定例会では、社会教育課や教育政策課のハード面については一定のご理解を得たのですが、学校教育課のところの基本方針1「『学び、育つ』ことを重視した教育」については、非常に分かりにくい、整合性が見えないということで、改訂するようというご意見をいただいております。この教育行政アクションプランは何のためか、というご指摘もされましたので、サブタイトルを～「第2期教育大綱」の実現を目指す令和4年度推進計画～として、基本方針1「『学び、育つ』ことを重視した教育」、基本方針2「地域に学び、地域で育み、地域を創る教育」、基本方針3「次代を生き抜く力を育む教育環境の整備」ということで、それぞれに「施策」「事業」「主な取組」を掲げております。委員の皆様からご指摘いただいた件については、時間的に厳しいところがありまして、この「趣旨」「位置づけと期間」「基本理念と基本方針」という形でやらせていただければと思っております。何かご意見等ございましたらお願いいたしたいと思っております。

新谷委員 質問です。基本方針1の2番目の「自律した子どもが育つ学びの推進」というところで、事業として「子ども自らが作る学校生活の推進」というのがあって、取組が「子どもが主体的・実践的に取り組む特別活動推進のための連絡会の開催」と書いてあります。具体的に学校の中で子どもが自ら

作る学校生活の推進といったら、特別活動で言うと児童会とか生徒会とかが当てはまるのかなと思うんです。だから児童会とか生徒会を活性化させて、子どもたちの意見を活かした学校づくりという捉えでいいんですか。私はそのように解釈したのですが。

寺岡教育長 「自律した子どもが育つ学びの推進」ということで、学校を、自分たちの自分たちによる自分たちのためということですね。例えば校則、スクールルールがあって、常に上から与えられて、枠の中に入れられた教育、それも必要な部分もあるんですけど、特に校則については校則検討委員会を立ち上げる、あるいは制服検討委員会ですね、自分たちの制服についても自分たち考えて、先生や保護者、地域も入って一緒になって主体性を育てる、そういう学校づくりをイメージしています。

新谷委員 連絡会の開催というのは、学校の担当の先生方が集まって、どういうふうにすれば子どもが自らつくる学校生活ができるかというような、特別活動担当の先生方が集まる会議という、そういう意味ですか。

寺岡教育長 児童生徒が中に入って協議するという場面があまりないですよ。一方的に先生たちが作ったものを子どもたちに訴えるというケースが多いので、できたら子どもたち自らも参画して、自分たちのことを自分たちで決めて自分たちで守るといふ、そういう学びのある学校を目指すということです。

新谷委員 なんとなくぼんやりとは分かるんですけど、今までも学校の学級活動の中でそういうことをやっていたんですけど形式上で終わっていて、本当に子どもたちの意見などを校則とか制服とか指定された課題とか、そんな中に取り入れてなかったの、これをもしするのであれば、やっぱりこれを作る段階から生徒の意見とか子どもの願いというのを聞いて、こういう会議をしないと、形式的なものになったら変化というか改革がないのかなというふうに思います。

福島委員 要は賢い生徒というかスマートな生徒を作りたいんですよ。そのためには賢いとはどんなことか列挙してみる。そういうことを総合してやらないと、私はできないんじゃないかと思えます

新谷委員 基本方針1の3番(2)のいじめ・不登校の未然防止ですが、①『『人間関係づくりプログラム』の効果的な推進』、これをちゃんとやっている人や学校はあるのかなものすごく思っているのですが、これはどうなんですか。私はこれを真剣にしている先生ってあまりいないような気がしているのですが。

寺岡教育長 学校教育課の安全支援係からの報告によりますと、効果をあげているという学校からの報告があります。わずか5分か10分くらいでアイスブレイクみたいなことをするわけ。子どもたちとコミュニケーションを取って、意図的に仕組んでやるんですけどね。

新谷委員 これがそんなに、子どもたちの人間関係やいじめ防止とか不登校の防止に

役立っているとかそういう感触はない、というのが正直な私の気持ちなんです。それと、③の「不登校児童生徒に対する組織的支援の充実」というのも、組織的支援というのが一体どういうものなのか。これは、学校や人によって捉え方が全然違うと思います。だから、これをもしてもこの文言で出すんだったら、組織的支援というのがどんなものかということをはっきり出さないと、これもやっぱり文字だけに終わってしまう気がするんですよ。大事なのは、やっぱり不登校の子どもの状況とか家庭とかをきちんと把握するというか、どういう子どもの実態があってどういう家庭の事情があって、この子にとって学校に行くことが本当に大事なのか、大事と言ったらおかしいですけど、そういうきちっとした見分けができるような、そんなふうにしていかないと、不登校の解消は20年くらい教育行政基本方針にありますよね。でも解消しないですよ。何か先生方の考え方みたいなものを変えないと、これはずっと続くのかなと思ってしまいます。ここは、申し訳ないんですけど書いているだけ、という印象をすごく持っています。すみません。

寺岡教育長 大分県全体においても、いじめ・不登校の問題は解決できていない部分です。県が全市町村に「人間関係づくりプログラム」を導入してやりなさいということで、やるのはやっているんです。でもまだ効果があるかということとははっきり分かりません。組織的支援というのは今新谷委員がおっしゃったとおりで、ある学校では、欠席した日に朝9時までに、何年何組の子どもが欠席です、理由は例えば頭痛とか病気ですと。それを教頭先生が必ず9時までに把握して校長に報告する。校長は、小学校の場合は数名ですから校長先生は家庭訪問、というやり方をしていたんですけど、中学校は30人も40人もいるからその対応ではだめだということで、今県が登校支援員という先生を学校の中に配置してくれているんです。登校支援員の方が中心となって、例えば授業をオンラインで家庭に配信する、あるいは学校の中に登校支援業務という、いわゆるふれあいルームの学校版を学校の中に作って、地域のボランティアとか登校支援員の方などが、教室に入れない子どもへの対応、その方が中心となって家庭の中にネグレクトがあるとか、暴力があるとか、学力、人間関係、昼夜逆転をしてスマホ等に入り込んでしまう、朝お母さんが起きなくて朝食を全く作ってくれないとか、あるいは学校でいじめがある、対教師への不満。様々な複雑な要因があって、ということは、その子に応じた対応がいるんだろう。じゃあこの子は児童相談所なのか、福祉なのか、学校でできるのか、あるいは社会教育なのか。学校には行けないけどラグビースクールには来るという子もいるんです、中学生で。その子が社会的な自立をするために、その子に応じたような対応を学校が組織的に支援しないと難しいかなということもあるので、例えば病院にかかっている子どもの場合もアドバイスをもらって医療的な支援を受けるというようなこともあるので、支援のあり方が複雑で多岐にわたっていて、それが適切な支援かと言われるとそれもまた難しくて、なかなか原因が分かりにくい。新谷委員がおっしゃった①と③、優先順位がどうか分かりませんが、そういうことで、県の指導としては「人間関係づくりプログラム」をやりなさい、ということで市町村がやっているという状況です。

新谷委員 基本方針2「地域に学び、地域で育み、地域を創る教育」のところの、1番「地域社会と学校の連携・協働の推進」の①「コミュニティ・スクールの取組の充実」ですが、これは、私はすごくよかったと思っています、自分がいたときにはこれをしてもらってすごくよかったんですが、今の状況としては、毎年毎年進んでいるんですか。

寺岡教育長 学校によって格差があるんですけど、形骸化しているという意見もありますし、人を変えたり外部の方を入れたり、ガチンコスクールといって外部の講師をいろいろ入れてエキスパートの方と改革をするというところもあるし、ただ会議をすればいいと思っているところもありますし、学校によって差がありますがこれも絶対必要なので。

新谷委員 学校は閉鎖された社会ですよ、正直言うと。先生と生徒しかなくて、先生は学校を卒業して学校に就職したので、あまり外の世界を知らないとか。だから地域の方が入っていると意見を言ってくると、学校を運営する立場としては、考え方やいろんなヒントとか助けをたくさんもらったので、これはどんどん拡大していくほうがいいなと思うし、子どものためにはすごく良かったなと思っているんですね。地域の方から認めてもらえるとか、それはやっぱり、子どもたちがずっと別府に残って働きたいとか住みたいとかいうことに繋がっていくと思います。これはすごく良い事業だと思うので、ぜひ続けて拡大して欲しいと思います。

寺岡教育長 別府市はひとまもりまちまもり協議会を立ち上げていて、その中に組み込んで一緒にやる方向がいいなと思っているんですけどね。それから別府を愛するような教育ですね。

新谷委員 別府学の本は、すごくおもしろいんですよ。知らないことが結構載っていて、自分も生徒と一緒に勉強しながらできたので、私はあれがとても好きなんですけど、好きじゃない先生は何もしないところがあるんですよ。

川崎委員 大人向けではないんですか。

新谷委員 いや、大人が読んでも知らないことがたくさんあるんですよ。だからあれは、ただあれを子どもに紹介するだけじゃなくて、実際に子どもをそこに行かせて何かをするということが、私は大事じゃないかなと思うんですよ。読むだけではなくてそこを訪問して、子どもの目でまた新しいものを発見させるとか、そういう使い方をすると、別府の街の中に興味を持つとか、ここをもっとこう発展させたいとか思う子どもも出てくるかもしれない。使い方次第でとってもいいですね。

寺岡教育長 各学校で、総合的な学習の時間で5時間以上扱うことにしているんです、この資料本を。各学校が取り組んだ内容を、ローテーションでもいいですから公会堂とかビーコンで4校か5校集まって、代表者がプレゼンテーションして、地域の良さとかそういうものを発表する場を、と言ったんですけど、ちょうどコロナがあってそれもできない、教育祭もあるからできない。したいことはいっぱいあるんですけど、なかなかコロナと多忙さとス

クラブアンドビルドの考え方、新しいものを作っていこうというチャレンジ精神がないと、慣例に従って形骸化していきますね。ICT も入っているからいろいろできると思うんですけど。

山本委員 説明するだけで実力がつきますよね。

寺岡教育長 学校の授業もそうですよね。プレゼンテーションして、それに対して議論するという。

新谷委員 臼杵市が子どもガイドを作っていますよね。臼杵は石仏を説明するがガイドを臼杵市の教育委員会が認定して作ったんですよね。そんなのを別府もやったら、自分たちで勉強して。私はそれを英語でさせる、学校の外国語活動の中でね。そういうことをずっと考えていたのですが。

川崎委員 別府学を教えているのは先生ですか。そうすると先生の負担になるだけなんで、NPO 法人の街歩きとかあるじゃないですか。ああいう人たちに別府学を任せるとか、外の風を入れるとかそういうのもいいですよね。先生に何でもかんでもさせていると先生がパンクしますよ。

寺岡教育長 中学校区に1名、地域コーディネーターという方を入れているんです。その方が公民館の人材バンクと学校とか地域の方とつないでくれば、先生方がいろいろ講師を探したり、こういう手続きをしなくていいわけですよね。そういうことも言うんですけど、なかなか人材がないとか難しいところがあって。だいぶ変わりつつはあるんですけどね。では、そのようなことですが、基本方針についてはこのような形でよろしいですか。

山本委員 私はいじめと不登校に関して、本当は分けてもらいたいですよね。今はいじめと不登校は別ですよね。県はそんな感じですよね。

寺岡教育長 県は別にしていますね。

山本委員 文科省がいじめ不登校と項目をまとめて作っているので、何かいじめの結果が不登校みたいなイメージが強いけど、原因は違うと思うんですよね。子どもたちが、自分たちがいじめをしているからみんな不登校になっているんじゃないかと自虐にいくんじゃないかなと。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第1号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第1号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第17号 別府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定についての説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは議案の1ページをお開きください。議第17号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
2ページをご覧ください。本件につきましては、令和4年4月1日に実施される機構改革により、保育所の入所事務を行っている市長部局の子育て支援課に、教育委員会に権限が属する現在学校教育課で行っております公立幼稚園の入園事務を移管し、市長部局の子育て支援課で保育所入所事務と公立幼稚園入園事務を行い、窓口の一本化を図ります。そのためには、地方自治法180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する幼稚園の事務の一部を、市長の補助機関である子育て支援課の職員に補助執行させることが必要であるため、今回新たに規則を制定しようとするものです。補助執行とは、権限は教育委員会に残りますが事務の執行は市長部局で行わせる仕組みになります。
第2条をご覧ください。公立幼稚園の入園事務等に関する第1号から第6号までの6つの事務を市長部局の子育て支援課に補助執行させます。第1号の保護者からの入園願書の提出の受付に関する事、第2号の入園審査及び入園の許可に関する事、第3号の保護者からの退園届の提出の受付に関する事、第4号の保護者からの預かり保育利用申請書の提出の受付に関する事、第5号の審査並びに預かり保育の利用の許可、条件及び不許可に関する事、最後に第6号の預かり保育の利用の停止に関する事、以上6項目になります。
なお、本規則は教育委員会議決後、令和4年4月1日に施行いたします。以上でございます。ここで、今回の機構改革の概要につきましては学校教育課の松丸参事から説明いたします。

学校教育課参事 ご説明いたします。教育政策課長から説明のありました箇所につきましては、今お配りした資料の中ほど、保育支援係の業務内容に太字で記載しております。まず新と書かれております公立幼稚園入園・認定、預かり保育利用と、これは後でご説明しますが副食費免除等事務、これらを行政窓口を一本化することで保護者が子育てに関するサービスを一か所で受けることができることになりました。また、子育て支援課に、就学前教育・保育のあり方に関する基本方針や子どもの貧困対策に関する事などを業務とするこども家庭室を新設いたしました。ここに学校教育課の石崎教諭が兼任となります。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。配置場所はどちらのほうになりますか。

教育政策課長 配置場所ですが、今現在、5階の教育委員会の中にスペースを設けるように予定しております。ただ、教育委員会に設けるといっても子育て支援課の部署になりますので、あくまで部局は違うという取扱いになります。学校教育課と社会教育課の間にスペースを設けたいと考えております。

寺岡教育長 それでは、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第17号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第17号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市教育部事務分掌規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第18号 別府市教育部事務分掌規則の一部改正についての説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは議案の4ページをご覧ください。議第18号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

6ページをお開きください。新旧対照表となっております。本件につきましては、先程ご説明しましたとおり、令和4年4月1日の機構改革による幼稚園入園事務と保育所入所事務の窓口一本化に伴うものです。市長の権限であります幼稚園保育料の収入事務について、学校教育課で事務を行うために規則に基づき教育委員会に委任されておりましたが、今回の幼稚園入園事務と保育所入所事務の窓口一本化で、子育て支援課で両方の保育料の収納事務を行うため、教育委員会への事務の委任が解かれます。それに伴って、今回事務分掌規則の第7条、学校教育課の事務分掌から、第1項の保育料の収納事務に関するものを削除するものです。

なお、本規則は教育委員会議決後、令和4年4月1日に施行いたします。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 幼稚園というのは小学校に付属していると思いますが、別府市の保育所というのはどこに何か所あるのですか。

教育部次長 公立保育所は現在3か所、西部と北部と南部にあります。私立の認可保育所は27か所です。それから、認定こども園はすべて私立ですが、これが3園、そして私立の幼稚園が5園、公立幼稚園が14園ということで、合わせて52あります。また、認可外保育施設が14あります。

山本委員 今回のこの改正の部分に関係するのは、別府市立の保育所のことですか。

それとも別府市内全体の保育所に関することですか。

教育部次長 今回の窓口一本化に関しては公立のみではなく、もちろん私立保育所の入所の受付は保育所のほうで行うのですが、1号認定2号認定という保護者に対して認定していくという作業があります。それは、子ども子育て関連3法が改正された時点で窓口を一本化するということになっていたのですが、今までは公立幼稚園保育料の収入事務に関してだけ教育委員会のほうでやるという形で分離していたのを今回元に戻すというか、子ども子育て関連3法に沿ってすべて1か所でやるというふうにまとめる形になります。したがって、教育委員会権限に属する公立幼稚園の入園事務を市長部局へ移管します。

山本委員 では、公立の幼稚園と保育所に関しては、私立も含めて市全体のものをここで管轄していくということですね。

教育部次長 昨年度に、就学前教育の子どもに関する協議会という有識者と公立私立の代表者等が集まって検討会議を開きました。そこでいくつかの提言を受けたのですが、その中で一番言われたのが、別府市は窓口が一本化されていないので、私立保育園からすると、相談したり届けたりする先が、教育委員会と市長部局の子育て支援課に分かれていて分かりにくいという話がありました。実際、今後は幼保連携で認定こども園を推進していかなければならないのですが、そういったことも含めて行政の窓口を一本化してほしいという提言がありましたので、今回は機構改革によって一本化するという形になりました。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。それでは、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第18号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第18号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市学校給食運営委員会条例施行規則の制定について

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第19号 別府市学校給食運営委員会条例施行規則の制定についての説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは7ページをお開きください。議第19号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
8ページをお開きください。別府市学校給食運営委員会条例施行規則が記載されております。第1条にありますとおり、別府市学校給食運営委員会条例が今年の3月議会に上程されました。議決をいただきましたので、そ

の条例の第7条に基づいて、運営委員会で運営に関し必要な規則を制定して定めるという内容になっております。

第2条をご覧ください。委員長及び副委員長1名を置く形となっております。選任につきましては委員の互選となります。委員長は会を総理し、運営委員会を代表します。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは職務を代理するとなっております。

第3条をご覧ください。運営委員会の会議の招集でございますが、委員長が招集し、委員長が議長となると定めております。また、第3項におきましては、議事は、出席した委員の過半数で決し、可否が同数のときは議長が決することと定めております。

第4条をご覧ください。部会の組織について定めております。部会に属する委員及び専門委員は、委員長が指名する形をとります。また、第5条におきましては、部会長の定めをおいております。部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任することとしております。

第7条をご覧ください。運営委員会の庶務につきましては、別府市教育政策課学校給食係にて担うように予定しております。

規則につきましては、令和4年4月1日より施行するとしております。これは、条例と施行日を合わせるようにしております。令和4年度がスタートしましたら、できるだけ早い段階で、運営委員会を発足したいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 運営委員会の目的はどういうことがありますか。それから、部会というのはどういうものが想定されますか。

教育政策課長 運営委員会自体は、地方自治法で定める附属機関としての取扱いとなっております。運営委員会自体は、話し合う項目としては、例えば新しくできる共同調理場がございますけども、その新共同調理場の管理運営に関する方針であったり、献立作成の方針であったり、食材等の発注もございますので、そういった食材等の発注の方針など審議するように予定しております。また、専門委員と部会につきましては、事例としては、食物アレルギー対応、食育、地産地消、給食費、こういった項目について委員の専門性を活かして協議していただければというふうに考えております。以上でございます。

寺岡教育長 その他はございませんでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第19号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第19号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市外国語指導助手任用規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第6、議第20号 別府市外国語指導助手任用規則の一部改正についての説明をお願いいたします。

学校教育課参事 議第20号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。11ページをご覧ください。国の非常勤職員の勤務時間及び休暇の一部が改正され、非常勤職員の休暇について、不妊治療に係る通院等のための休暇、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を有給の休暇として新設するとともに、産前休暇及び産後休暇を無給の休暇から有給の休暇をされたことに伴って、規則の一部を改めて記載する、ということになっております。中ほどに記載があります主な改正点の1、特別休暇については、先程ご説明いたしました不妊治療や育児参加のための休暇等を追加しております。また、2の休暇及びの休職の手続きについては、承認に必要な休暇を産前産後休暇以外とするとしております。そして、16ページから20ページまでは、新旧対照表を記載しております。なお、現在ALTは6名在籍しております。男性2名女性4名、その中で既婚の方が2名おりますが、実際にこの特別休暇を使っている者はありません。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第20号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第20号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市リモートライブラリープラス事業物品貸出要綱の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第7、議第21号 別府市リモートライブラリープラス事業物品貸出要綱の一部改正についての説明をお願いいたします。

教育部次長 それでは議第21号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。内容につきましては、議案の21ページから23ページに記載しておりますが、23ページをご覧ください。現行と改正案の対照表で、少し見づらいと思いますが、様式第1号は、現行が本の展示棚というものが、改正後は展示棚大と小という2つという形です。お配りした写真を見ていただきたいのですが、これまでリモートライブラリープラス事業として本の展示棚大のみでしたが、本年度、昨年度に続いて2回目の事業を行った内容で、本の展示棚小というのが追加されましたので、これを新たに貸し出

しをしようというものです。リモートライブラリープラス事業というのは街なかで本と偶然に出会うという実証プログラムでして、日常生活の中で本との出会いを創出するというので、今年は2月21日から3月18日まで、スターバックスコーヒー、亀陽泉、別府市役所、それからホテルアマネクイン別府の4か所で実施したものでありますが、事業終了と同時にこの資源を活用しようということで、今後民間から活用の申し出があれば貸し出していこうという形で考えております。そのための要綱改正ということで、今回、この小の本棚はスターバックスコーヒーで使用したもののなんですけども、本の展示棚小も含めて貸し出しをしようとするものでございます。以上で説明を終わります。

寺岡教育長 ただいま教育部次長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第21号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第21号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市立学校職員旧姓使用取扱要綱の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第8、議第22号 別府市立学校職員旧姓使用取扱要綱の一部改正についての説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは28ページをご覧ください。議第22号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。本件は、大分県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱の一部が改正されたことに伴い、要綱を改正するものでございます。内容については、29ページ、30ページに掲載をしておりますが、改正内容は3つございます。1つ目は、現行では旧姓を使用できない文書として、職員の身分に係る文書等がありますが、具体的には辞令書や履歴書、身分証明書、こういったものについては旧姓を使用できないとなっておりますが、これらについても旧姓を使用できるよう見直すものでございます。2つ目は、旧姓使用の開始については、これまで承認制となっておりますが、これを届出制に変更するものでございます。3つ目は、臨時的任用職員及び非常勤職員の採用、退職辞令等にも旧姓を使用することができるというものでございます。31ページ 32ページがその新旧対照表でございます。この中で第2条を改めることにより、適用職員に非常勤職員及び臨時的任用職員を加えております。第3条を改めることにより、承認制を届出制に変更しております。第5条の改正は、旧姓を使用できない文書を変更しておりますが、第4条、第6条、第7条は、第2条と第3条の改正に伴う変更でございます。なお、本規則は教育委員会議決後、令和4年4月1日に施行いたします。以上で

ざいます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 22 号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 22 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市文化財保護審議会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第 9、議第 23 号 別府市文化財保護審議会委員の委嘱についての説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは 35 ページをご覧ください。議第 23 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
36 ページ、37 ページをお願いいたします。今回、別府市文化財保護審議会委員の任期満了に伴いまして、令和 4 年 4 月 1 日から委嘱したい方の名簿とそれぞれの方の履歴を掲載しております。小田様から段上様まで 10 名でございますが、すべて再任ということでお願いしたいと考えております。なお、任期につきましては令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 23 号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 23 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市知見活用委員会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第 10、議第 24 号 別府市知見活用委員会委員の委嘱についての説明をお願いいたします。

教育政策課参事 議第 24 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

40 ページをお開きください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条にございますとおり、事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うもので、2 項には点検及び評価を行うにあたって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする規定されております。それに伴いまして、令和 3 年度にお願いしました別府市知見活用委員の、立命館アジア太平洋大学言語教育センターの本田明子教授、別府大学教職課程教育学の櫻田裕美子教授、国立大学法人大分大学教職大学院教育学研究科の山本遼講師の 3 名の方をお願いしたいと考えております。本年度、知見活用委員会の中で、本田明子氏はグローバルな視点からいろいろなご意見を出していただきました。また、櫻田裕美子氏におきましては、教職に進もうとする学生の指導を行っておりまして、その視点からとともに、お子さんがまだ大分市で学校に通われているということで、保護者の視点で別府市の教育についてのご意見をいただきました。山本遼氏は、教職大学院で教育行政を専門としており、知見活用委員会では P D C A の考えからどのように 2 年目に繋げていけばいいかというようなご意見をいただきました。各委員とも教育及び教育行政に造詣の深い方でございますので、この 3 名をお願いしたいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 昨年からの変更はないのですか。

社会教育課長 令和 3 年度お願いした 3 名で、変更はありません。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 24 号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 24 号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告第 3 号 令和 4 年第 1 回市議会定例会についての説明お願いいたします。

※ 各担当課長より議案質疑、予算決算特別委員会及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。

寺岡教育長 ただいま各課長より報告がございました。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

川崎委員 9ページの教職員の業務量削減や負担軽減のところですが、答弁の中で1か月80時間以上の超過勤務をした教職員の割合は2.2%となっており、目標を達成したと書かれているのですが、目標値というものがあるのですか。

学校教育課参事 目標値は平成29年度の時点で、10%という数値を挙げておりました。そして実際の数値が2.2%ということになっております。

川崎委員 10%にした根拠はありますか。一般的には80時間を超えると、要は健康に悪いという形の中で、ダメだというのが一般的だと思うのですが、その辺はどうですか。

学校教育課参事 平成29年度の現状値が15.7%です。

川崎委員 実態がですね。

学校教育課参事 はい。それで、6月にタイムレコーダーが入る前は、6月だけは時間を測っていたのですが、その時もやはりなかなか超過勤務が減らない状況だったので、現状でまずは10%を目指してみようかというところでした。委員がおっしゃったように、80時間を超えるのは悪いということで、第二期の目標値としては0%を掲げております。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項（3）

寺岡教育長 次に報告第5号 別府市不登校児童生徒支援連絡協議会委員の委嘱についての説明をお願いいたします。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** それではご報告いたします。48ページをご覧ください。表のとおり、学校関係者2名、民間機関からは公認心理師協会、親の会、障害者自立支援協議会、この方は放課後デイサービスの関係者になります。そしてフリースクールの関係者の計4名。別府市の関係課から2名、教育相談センターからは心理相談員、スクールソーシャルワーカー、ふれあいルームの教育相談員の計3名、総計11名に委嘱を行いました。山本委員よりご示唆を賜りました医療関係者のご参加につきましては、今後協議が進む中で、必要に応じて出席の依頼ができれば思っているところでございます。3月17日に協議会を開催し、連携のあり方や親支援、教員や専門スタッフの質の担保、人員の確保、地域支援の活用等のご意見をいただきました。来年度は2回の開催を予定しております。テーマを絞り、協議した内容を支援環境の整備に繋げていきたいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。

す。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

新谷委員 上から4番目の加嶋文哉さんですが、私の記憶では佐伯市の元小学校の先生じゃないですか。

寺岡教育長 はい、そうです。

新谷委員 この方は別府に住んでいるんですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** いえ、大分市在住です。

新谷委員 この会議には大分からいらっしゃるのですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** はい。大分からいらっしゃいます。

山本委員 これは年に何回くらい開催されるのですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** はい。予算的には年2回の開催予定で組んでおります。ただ、必要に応じて回数は増やせるかなと考えております。

寺岡教育長 その他はよろしでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（１）（２）

寺岡教育長 次に、その他（１）別府市町内公民館建設等に対する貸付金要綱の制定についてと、その他（２）別府市町内公民館補助金交付要綱の制定については関連がありますので、この件につきまして一括して説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは49ページをお願いします。先程、議会の報告で穴井議員からの質問にもありましたが、別府市の町内公民館建設等に対する貸付金要綱制定及び別府市町内公民館補助金交付要綱の制定につきまして、一括して説明させていただきます。

まず、49ページが現行の要綱と改正後の要綱を図でまとめたものになります。50ページから72ページまでが、今回制定いたします要綱を記載しております。

49ページに沿ってご説明させていただきます。これまで社会教育課では、町内公民館を新築や改築等しようとする自治会に対しまして、町内公民館建設等に係る貸付金及び補助金に関する要綱により、その資金の一部として貸付金及び補助金を交付しておりました。今回自治会が町内公民館を新築改築する際の建設費の負担分の軽減を図り、町内公民館の環境改善を支

援し、自治会のニーズに対応できるよう、これまでひとつでありました現行要綱を廃止し、新たに別府市町内公民館建設等に対する貸付金要綱、別府市町内公民館建設等補助金交付要綱として制定するものです。現行では町内公民館を建て替えや改修を行う場合、現行の制度を利用いたしましても建設費の6割程度の自治会の負担が必要でした。改正後につきましては、自治会の負担率を、新築の場合は約4割、改修の場合は約3割となるように改正しております。改正内容でございますが、現行の要綱につきましては、貸付を条件に補助金を交付しておりました。これを、まず補助金を交付いたしまして、必要のある自治会に対しましては貸付金を申請できるように改正しております。また貸付金の割合、補助金の割合及び限度額についても改正しております。中段の表をご覧ください。貸付では、これまで事業費の3分の1であったものを2分の1に改め、補助金では、これまで貸付金額の5分の1であったものを事業費の2分の1に改めています。また、補助金の限度額を、新築又は全面改築では150万円から300万円に、増築又は改築では100万円から200万円、改修又は修繕という項目を新たに設けまして、限度額を100万円に、また新設の用地取得につきましては140万円から300万円、増設用地取得では100万円から200万円にそれぞれ改正しております。これに伴いまして、来年度実施予定事業費の比較という表をご確認いただきたいのですが、現行であれば6割程度の自治会自己負担から4割程度に経費が削減されております。修繕に至りましては、60%の自己資金率から25%の自己資金率で修繕が可能という形に改正しております。なお、この要綱の改正につきましては、令和4年4月1日から施行することとしております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 町内公民館はかなり老朽化してきていると思うのですが、一方で災害などが起こると、そこが避難場所になることもあったりすると思います。実際に建て替えが必要な公民館がどのくらいあって、どのくらいがこの制度を利用して建て替えをしようという見込みを持っていらっしゃるのでしょうか。

社会教育課長 改修、新築等につきましては、毎年前年度に各自治体に対しまして意向調査をしております。その中で、新築や改修を行いたい自治会の予定をこちらで把握して、その中で来年度実施予定の自治会に対しましては、おおむねの事業費等をお聞きする中で、その部分を予算化しております。その予算化している部分について貸付を利用するという形で今まで行っております。ただ、中には自己資金、町内の方からの積立金で建てるのが可能な自治会もございます。その場合は調査をさせていただいても改修予定なしという形になりますので、実際どのくらいの割合かということは正直把握できておりませんが、ほぼこの制度を利用させていただいているのは事実です。

山本委員 例えば今年とか去年とか、現行ではどのくらいの実績がありますか。

社会教育課長 新築につきましては、ここ 10 年間ぐらいであれば 6 つぐらいの自治会だったかと思います。あとは、新築というよりは今は老朽化した町内公民館の維持ということで、改修という部分が多くなります。こちらに示させていただいている来年度の実施予定につきましても 6 自治会に対して新築予定が 2、残りの自治会につきましてはほぼ修繕ということで、修繕の内容も、畳からフローリングにして椅子に座って集会ができるようにしたいというようなバリアフリー化に近いような部分と、トイレであったり雨漏りであったりという要望が多くございまして、なかなか新築ということころまでは積立の関係があったのだらうと思います。ここにありますように、現行では 2,000 万円の新築の場合は 6 割の自己資金が必要でしたので、やはり 1,200 万円くらいは積立をしておかないと建てられないというところから、改正後は 4 割で済みますので、800 万円くらいの積立というか自己資金があれば、2,000 万円までであれば新しい要綱で新築にできるという形になりますので、今まで計画として、積立で 3 年後 4 年後と言っていた自治体も、この制度が変わることによってもう少し前倒しをして建設することが可能になるのではないかなと思います。

山本委員 別府は町内の温泉と一体化している公民館が多いと思うのですが、その場合は温泉も公民館なんですか。それはまた別施設になるんですか。

社会教育課長 町内共同温泉という言い方になります。結構な数、別府市独自の形でございます。その場合、建物につきましては、温泉がありますので泉源等の関係で温泉課が所管しているところが多くございます。ただし建てる際には、町内公民館という形で登録している場所になりますので、その部分の改修を行う場合は、この制度の利用が可能となります。ただ、温泉課においても同様の制度がございまして、温泉課として交付できる共同温泉の改修というメニューと、こちらの町内公民館として回収できるメニューという組み合わせですることが可能になると思います。ただ今まで何十年間の間、町内公民館を兼ねている施設については共同温泉を新築するという事例はございません。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（3）

【概要】 ※令和 4 年 4 月定例教育委員会の開催日程について、令和 4 年 4 月 25 日（月）17：00 より開催することが決まった。

◎ 報告事項（2） ※非公開

寺岡教育長 ここからは非公開となります。関係者以外の方は申し訳ありませんが、ご

退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは議事に戻ります。報告第4号 教育長による事務の臨時代理についての説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和4年3月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

-
- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。